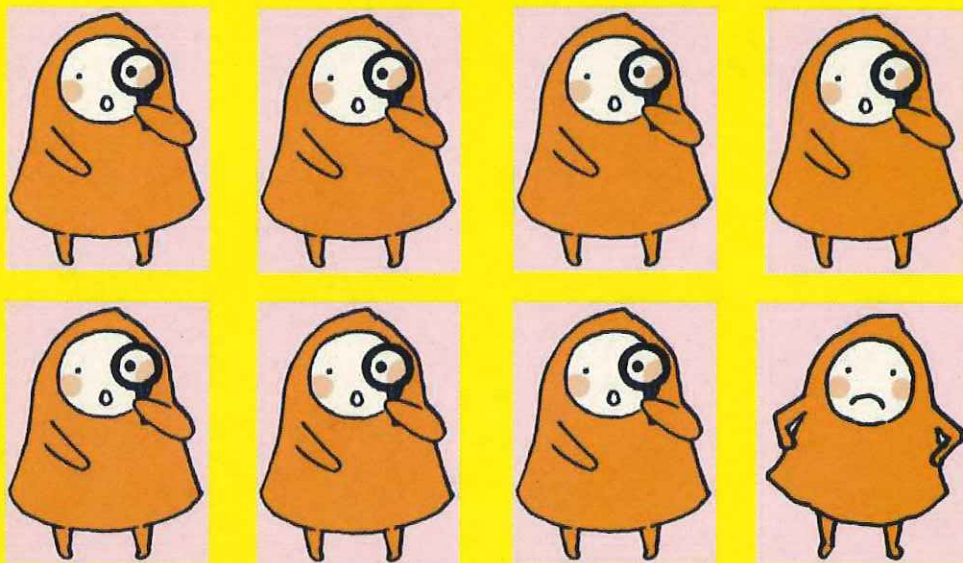


# ストップ!!

## 「不法投棄」

まちをきれいに!



スタート!! 不法投棄110番

ゴ ミ ゼ 〇  
3880-5300

不法投棄を見つけたらお電話ください

### 不法投棄は犯罪です

- 不法投棄を行った者(個人)は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処されます(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条および第25条)。
- 私有地・私道内に不法投棄されたものは、土地の所有者・管理者の責任で処理を行う必要があります。敷地内や周辺にごみが散乱したまま、放置すると、次々とごみを捨てられてしまいますので、日ごろから敷地内や周辺をきれいにしましょう。
- 区では、不法投棄防止看板を無料で貸し出しています。ご希望の方は、お問い合わせください。

印刷登録番号27-2047